


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「経営セミナー」のご案内 ◆ほうじん新春号

●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
1	8	火	事業研修員会	13:00 ~ 14:00	於：事務局会議室
1	17	木	新春講演会	17:00 ~ 18:00	於：アークホテルロイヤル福岡天神
1	17	木	会員交流会	18:00 ~ 19:30	於：アークホテルロイヤル福岡天神

●支部の行事

月	日	曜	内 容		
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（大濠支部）	19:00 ~ 19:45	於：大 濠 公 園
毎月1回			青少年対策パトロール（天神第3支部）	16:00 ~ 16:45	於：天神地区（3丁目）
1	10	木	租税教室（横手弥永支部）	10:50 ~ 11:35	於：横 手 小 学 校
1	11	金	租税教室（桧原屋形原支部）	14:40 ~ 15:25	於：鶴 田 小 学 校
1	15	火	租税教室（警固桜坂支部）	11:05 ~ 11:50	於：警 固 小 学 校
1	16	水	租税教室（野多目支部）	14:20 ~ 15:40	於：三 宅 小 学 校
1	18	金	租税教室（若久支部）	11:05 ~ 11:50	於：若 久 小 学 校
1	22	火	租税教室（桧原屋形原支部）	11:05 ~ 11:50	於：柏 原 小 学 校
1	23	水	租税教室（横手弥永支部）	10:30 ~ 11:15	於：弥 永 西 小 学 校
1	24	木	租税教室（桧原屋形原支部）	10:05 ~ 10:50	於：東 花 畑 小 学 校
1	25	金	租税教室（長住長丘支部）	11:05 ~ 11:50	於：長 丘 小 学 校
1	28	月	租税教室（高砂支部）	10:05 ~ 10:50	於：高 宮 小 学 校
1	29	火	租税教室（野多目支部）	11:05 ~ 11:50	於：野 多 目 小 学 校

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
1	16	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於：福 新 楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
1	10	木	役員会	17:00 ~ 18:00	於：ブ ロ ッ ソ
1	10	木	会員交流会	18:00 ~	於：ブ ロ ッ ソ

(I) 税務カレンダー

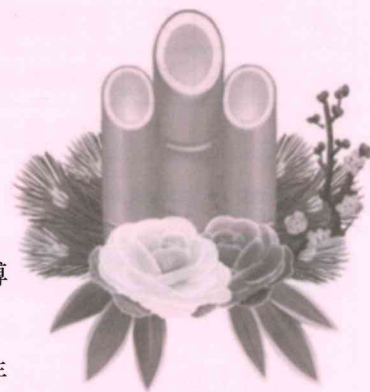
1月の税務カレンダー

- 1月10日 ●源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月分を1月21日までに納付）
- 1月21日 ●年2回納付の特例適用者の源泉所得税（7月～12月）（20日は休日）
- 1月31日 ●源泉徴収票の交付
 - 支払調書の提出
 - 固定資産税の償却資産に関する申告
 - 30年11月決算法人の確定申告
 - 5月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
 - 給与支払報告書の提出

(II) 知らないと損する税情報

**会員の皆様に新春のご挨拶を申し上げます。
今年もよろしくお願い致します。**

税 理 士 堤 一 博



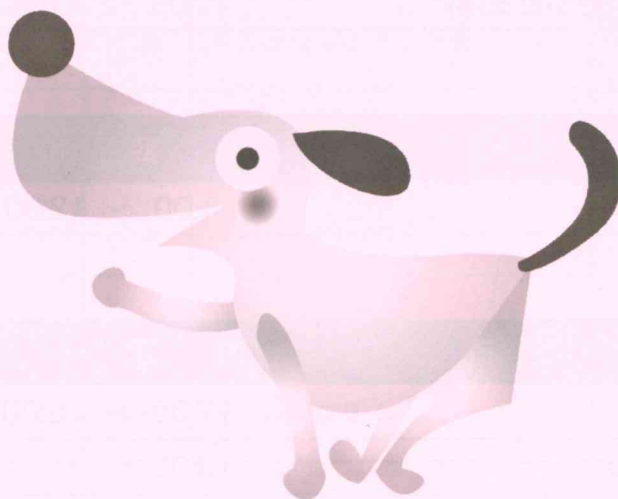
さて、今年の税務における最大の税務のテーマは、なんと申しましても、今年（2019年）10月1日から実施されることとされている「消費税の増税」であるといえるでしょう。

昨年の国会でもいろいろと議論され、また、政府は導入に向けての家計支援策が示されていますので、今後とも注意が必要です。

事業者にとっては、消費税の増税分が適正に転嫁されるかが第一の問題ですね。

事業者が納税すべき消費税額を誤りなく計算するためには、前号でお話した「軽減適用」とともに、「経過措置」についても知っておく必要があります。

この「経過措置」とは、適用開始日（2019年10月1日）以後に行われる取引については原則として新税率（10%）が適用されることとなりますが、一部の取引（概要は下記のとおり）については、軽減税率（8%）を適用するというものです。



旅客運賃等	2019年10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金	2014年4月1日から2019年9月30日までの間に領収しているもの
電気料金等	継続供給契約に基づき、2019年10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等	2019年10月1日から2019年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの
請負工事等	2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した工事（製造を含む）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含む）で2019年10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
資産の貸付け	2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、2019年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものにかぎる）で2019年10月1日以後に行う当該資産の貸付け	

その他、①指定役務の提供（冠婚葬祭の施設の提供その他関連する役務の提供）、②予約販売に係る書籍等、③特定新聞、④通信販売、⑤有料老人ホームや⑥特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等についても、同様に「経過措置」を適用して、軽減税率（8%）によって計算します。

また、「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」という軽減税率対策補助金制度があり、軽減税率対象品目を取り扱う軽減税率導入により対応が必要な中小企業・小規模事業者が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行う場合、その経費の一部を補助するというもので、補助金の申請は、2019年12月16日までとなっています。

補助対象の補助割合は、

A型 (複数税率対応レジ・POSシステムの導入や改修費用)	B型 (受発注システムの導入改修費用)
PCやタブレット・スマートフォン ⇒ 1/2 レジスター本体や設置経費 ⇒ 2/3～3/4	指定事業者によりEDI/EOS等の電子的受発注システム ⇒ 2/3
※補助金上限は1社200万円、POSレジシステム1セットあたり20万円	※補助金上限は1社150万円（卸売業者）～1,000万円（小売事業者）

なお、この補助金は国の補助金を原資として、軽減税率対策補助金事務局から補助対象者に交付されるもので、法人税法第42条（及び所得税法第42条）に規定する「圧縮記帳」の適用を受けることができ、補助金は益金となりますが、補助金交付の対象となった固定資産の帳簿価額を損金に計上することができます。

窓口は、中所企業庁が所管する「軽減税率対策補助金事務局」（TEL0570-081-222 <http://kzt-hojo.jp>）で、国税庁のHPからも検索できます（ホーム＞税の情報・手続き・用紙＞税について調べる＞税目情報＞消費税＞軽減税率制度＞軽減税率対策補助金について）。

この補助金の事業完了期限は、2019年9月30日まで、その申請期限も2019年12月16日までに延長されています。

ただし、B-1型については、事業完了期限である2019年9月30日までに事業を完了することを前提に、2019年6月28日までに交付申請を行うこととされています。

詳細は、ご自身の企業が該当するか否かを含め、上記のサイトで、是非、早めにご検討ください。

福岡中部法人会 主要行事予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2018	12	5(水)	13:30～16:30	本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス
		6(木)	14:00～15:30	本部	医療健康セミナー	西鉄グランドホテル
		11(火)	13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
		13(木)	14:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
2019	1	17(木)	17:00～19:30	本部	新春講演会・会員交流会	アークホテルロイヤル福岡天神
	2	20(水)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	TKPガーデンシティ天神
		15(金)	19:00～22:00	青年部	カップリングパーティー	クアンティック4F
	3		13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	4	4(木)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	天神ビル
				本部	パソコン講座(初級コース)	サンセルコビル2F
	5		13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
			14:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
		29(水)	14:00～15:30	本部	福岡中部法人会創立50周年記念行事	ソラリア西鉄ホテル
		29(水)	16:00～20:00	本部	第8回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
	6			青年部	カップリングパーティー	
				本部	リスクマネジメントセミナー	
	7			本部	パソコン講座(中級コース)	サンセルコビル2F
	8			本部	新設法人説明会	
				本部	経営セミナー	
				本部	改正税法説明会	

※ 日時、会場が空白のところは未定です。